

三木市公契約条例 平成 30 年度 労働報酬下限額一覧表

(単位：円／1時間)

職 種	労働報酬下限額	職 種	労働報酬下限額
特殊作業員	2, 0 7 0	普通船員	2, 1 9 0
普通作業員	2, 0 5 0	潜水士	3, 6 7 0
軽作業員	1, 3 5 0	潜水連絡員	2, 6 5 0
造園工	2, 1 5 0	潜水送気員	2, 5 8 0
法面工	2, 5 4 0	山林砂防工	2, 4 3 0
とび工	2, 5 4 0	軌道工	3, 7 8 0
石工	3, 2 1 0	型わく工	2, 4 9 0
ブロック工	2, 7 8 0	大工	2, 3 2 0
電工	2, 1 6 0	左官	2, 3 4 0
鉄筋工	2, 3 4 0	配管工	2, 0 9 0
鉄骨工	2, 2 5 0	はつり工	2, 4 8 0
塗装工	2, 4 6 0	防水工	2, 4 6 0
溶接工	2, 5 8 0	板金工	2, 3 2 0
運転手 (特殊)	2, 1 4 0	タイル工	2, 3 8 0
運転手 (一般)	1, 8 9 0	サッシ工	2, 4 9 0
潜かん工	3, 2 4 0	屋根ふき工	2, 3 6 0
潜かん世話役	3, 8 3 0	内装工	2, 5 6 0
さく岩工	2, 5 5 0	ガラス工	2, 3 8 0
トンネル特殊工	3, 2 2 0	建具工	2, 2 6 0
トンネル作業員	2, 4 6 0	ダクト工	2, 1 5 0
トンネル世話役	3, 6 5 0	保温工	2, 4 2 0
橋りょう特殊工	3, 0 2 0	建築ブロック工	2, 5 0 0
橋りょう塗装工	3, 1 4 0	設備機械工	2, 4 8 0
橋りょう世話役	3, 5 0 0	交通誘導員A	1, 4 1 0
土木一般世話役	2, 4 1 0	交通誘導員B	1, 1 7 0
高級船員	2, 7 5 0		

(注) この表に掲げる職種に該当する労働者等のうち、見習い、手伝いを行う者については、890円とする。ただし、使用者が当該労働者等の合意を得た場合に限る。